

随意契約理由

工事名： 田尻川漁港海岸 田尻川排水機場 2号排水ポンプ設備更新工事（その2）

本工事は、平成30年度に設備工事2段階工事契約方式（詳細設計付き）により契約した、田尻川漁港海岸 田尻川排水機場 2号排水ポンプ設備更新工事（その1）（以下、「その1工事」という。）と一対をなす工事です。

工事の内容は、その1工事に含まれる機器（主機）に付随して必要となる補機・配管設備等の製作及び現場施工であり、その設計は、その1工事の受注者が主機に合致した設計を行ったものです。

また、将来にわたりポンプ設備の機能・性能を十分に発揮させるためには、主機のみならず、補機・配管等を併せた一連のシステムとしての性能確認及び試運転調整等が必要であり、その1工事と本工事とは一体不可分であることから、当該設備を一貫した技術思想で設計した者以外には本工事を実施することができません。

従って、先に契約した田尻川漁港海岸 田尻川排水機場 2号排水ポンプ設備更新工事（その1）の受注者である株式会社 鶴見製作所と締結した工事請負予約に基づき、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、随意契約を締結するものです。

なお、本府財務規則第62条の規定に基づき複数の者から見積を徴取すべきところですが、本件は上述のとおり、株式会社 鶴見製作所であれば履行できないものに該当することから、同規則の運用第62条関係第2項第1号（特定の者でなければ履行できないもの）の規定により、比較見積の徴取を省略するものです。